専決処分報告について

マイナンバーカードの取得の促進に係る経費の執行が急を要するため、令和4年度 三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和4年12月5日提出

三条市長 滝 沢 亮

專 決 処 分 書

令和4年度三条市一般会計補正予算

令和4年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 26,271 千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ 49,660,096 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和4年11月7日

三条市長 滝 沢 亮

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 7, 787, 890	千円 26, 271	千円 7,814,161
	2 国庫補助金	3, 166, 106	26, 271	3, 192, 377
歳入	合 計	49, 633, 825	26, 271	49, 660, 096

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 6,643,399	千円 26, 271	千円 6,669,670
	3 戸籍住民基本台帳 費	137, 827	26, 271	164, 098
歳出	合 計	49, 633, 825	26, 271	49, 660, 096

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 (歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	7, 787, 890	26, 271	7, 814, 161
歳 入 合 計	49, 633, 825	26, 271	49, 660, 096

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	千円 6,643,399	千円 26, 271	千円 6, 669, 670
歳 出 合 計	49, 633, 825	26, 271	49, 660, 096

特		正額の財	財 源 内 訳 源			éп		अस	
国県支出金	地	方債	その他		_	般	則	源	
千円		千円		千円					千円
26, 271									
26, 271									

2 歳 入

15款 国庫支出金(補正額 26,271千円:補正後の額 7,814,161千円) 2項 国庫補助金(補正額 26,271千円:補正後の額 3,192,377千円)

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 766, 102	千円 26, 271	千円 792, 373
# <u>+</u>	3, 166, 106	26, 271	3, 192, 377

節		説	明	
区 分	金 額	東 尤	1973	
	千円			千円
2 戸籍住民基本 台帳費補助金	26, 271	マイナンバーカード交付事務費補助金		26, 271

3 歳 出

2款 総務費(補正額 26,271千円:補正後の額 6,669,670千円) 3項 戸籍住民基本台帳費(補正額 26,271千円:補正後の額 164,098千円)

				補		財 源 内	訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	//\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基	137, 827	26, 271	164, 098	26, 271			
本台帳費				国庫支出金			
				26, 271			
計	137, 827	26, 271	164, 098	26, 271			

	節			
	区 分	金 額	説明	
		千円		千円
10	需用費	15, 500	020 戸籍住民基本台帳費 (市民窓口課)	26, 271
			10 消耗品費	15, 367
11	役務費	3,000	10 印刷製本費	133
			11 運搬料	3,000
12	委託料	7, 201	12 文書等配布委託料	1, 400
			12 マイナンバーカード申請支援等業務委託料	5, 701
13	使用料及び賃	145	12 デザイン作成委託料	100
	借料		13 自動車借上料	145
			17 庁用器具費	425
17	備品購入費	425		